

確認申請を要する建築物(建築基準法第6条第1項)

法令	用途・構造	規模	工事種別	消防局
法第6条 第1項	1号 下記の用途に供する特殊建築物。 ・劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場。 ・病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、 ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、 児童福祉施設等(令19条参照)。 ・学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、 スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場。 ・百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、 待合、料理店、飲食店、 物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く)。 ・倉庫。 ・自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ。	用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの。	建築(新築・増築・改築、移転) 大規模の修繕、大規模の様替、特殊建築物への用途変更	同意
	2号 木造の建築物。	・3以上の階数を有すもの。 ・延面積が500㎡を超えるもの。 ・高さが13mもしくは軒の高さが9mを超えるもの。		
	3号 木造以外の建築物。	・2以上の階数を有すもの。 ・延面積が200㎡を超えるもの。		
	4号 1号～3号以外の全ての建築物。		建築	

※本表に該当し確認申請したものの「計画変更」は、「軽微な変更」を除き確認申請を要する。

一号建築物は特殊建築物と呼ばれる建物で次のような用途に該当しその用途の部分の床面積が100平方メートルを超える場合に該当します。

特殊建築物とは学校(専修学校及び各種学校を含む。以下同様)、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいいます。

二号建築物は木造で一定の規模を超えるものが該当し木造3階建ての住宅はこれに該当します。

三号建築物は木造以外で一定の規模を超えるものが該当し鉄骨造や鉄筋コンクリート造の2階建て住宅はこれに該当します。

一号から三号の建築物に該当しない建物で都市計画区域等の地域内の建物は四号建築物となります。

この一号から四号の建築物に該当する建物を新築する場合は建築確認申請が必要となります。

つまり新築の場合では都市計画区域や準都市計画区域等の区域外の山地や離島などで一号から三号の建築物に該当しない建物を建てる場合のみ建築確認申請が不要ということです。

ただし、建物を増築・改築・移転する場合は、防火地域及び準防火地域の指定を受けていない地域で増築・改築・移転する部分の面積が10平方メートル以内の場合に限り建築確認申請が不要となっています。

郊外の住宅地等では防火地域及び準防火地域の指定を受けていない事が多くこれに該当するケースは案外多いと思われます。

また、基礎等を備えた建築物扱いの物置(小屋)の場合は通常4号建築物となりますので、建物の無い更地に新築する場合は面積に関わらず建築確認申請が必ず必要です。(都市計画区域外、準都市計画区域外であれば不要の場合もあります。)

一方、既に建物の建っている敷地内での増築の場合であれば防火地域及び準防火地域の指定を受けていない地域内で且つ10平方メートル以内であれば建築確認申請が不要と考えられます。